

議案第9号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を、別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出

加西市長 西村 和平

兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合格約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号表及び別表第 2 号表中「、篠山市」を「、丹波篠山市」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

(審議資料)

平成 31 年 5 月 1 日から篠山市の名称が丹波篠山市に変更されることに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を変更するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるもの。